

第1号議案 平成28年度 事業報告及び決算承認の件

1. 平成28年度事業報告書（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

当法人は、自然と共生してきた日本の伝統文化の発展のため、伝統工法による木造建築技術を次世代に継承することを目的として、平成23年6月20日に設立されました。

平成28年度の活動としましては、会誌「伝統を未来に」第9・10合併号（平成28年12月）を発行しました。また、平成28年11月18日に開催されました第20回伝統フォーラム「京都迎賓館一庭屋一如の珠玉」を一般財団法人京都伝統建築技術協会及び伝統木造技術文化遺産準備会と共同主催しました。なお、平成28年9月26日にウェスティン都ホテル京都において、理事会、社員総会を開催しております。

平成29年3月31日現在の会員数は、以下のとおりです。

一般会員 220人 賛助会員 24社(団体)

2. 平成28年度貸借対照表（平成29年3月31日現在）

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
流動資産			
現金預金	3,293,132		
未収入金	801,000		
立替金	86,698		
流動資産計		4,180,830	
資産合計			4,180,830
II 負債の部			
流動負債			
未払金	284,688		
預り金	17,055		
流動負債計		301,743	301,743
負債合計			
III 正味財産の部			
一般正味財産		3,879,087	
正味財産合計			3,879,087
負債・正味財産合計			4,180,830

3. 平成 28 年度損益計算書（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日）

（単位：円）

科 目	金 額		
【経常損益の部】			
I 経常収益			
1 会費収入		1,890,000	
2 寄付金収入		3,021,196	
経常収益合計			4,911,196
II 事業費及び管理費			
1 事業費		480,790	
2 管理費			
通信費	55,500		
旅費交通費	117,380		
地代家賃	269,256		
租税公課	70,000		
会議費	4,950		
消耗品費	3,218		
支払手数料	6,480	526,784	
事業費及び管理費合計			1,007,574
当期経常損益金額			3,903,622
当期一般正味財産増減額			3,903,622
一般正味財産期首残高			△24,535
一般正味財産期末残高			3,879,087

4. 監査報告書

平成 29 年 9 月 日

一般社団法人伝統を未来につなげる会

代表理事 中村昌生 殿

監事 黒田純吉

監事 溝端浩人

平成 28 年度の事業、損益計算および財産の内容について、下記の書類について監査を行った結果、適正妥当であることを認めここに報告します。

1. 事業報告書
2. 貸借対照表
3. 損益計算書

以 上

第2号議案 平成29年度 事業計画及び収支予算承認の件

1. 平成29年度事業計画（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

平成29年度の活動としましては、会誌「伝統を未来に」を発行するとともに、見学会やシンポジウム等を開催いたします。また、ユネスコ世界文化遺産認定を目指し、伝統木造技術文化遺産準備会との統合を進めていきます。

2. 平成29年度収支予算書（平成29年4月1日から平成30年3月31日）

（単位：円）

科 目	予算額	備考
【経常損益の部】		
I 経常収益		
1 会費収入	1,400,000	
2 寄付金収入	200,000	
経常収益合計	1,600,000	
II 事業費及び管理費		
1 事業費	1,000,000	会誌発行等
2 管理費		
通信費	60,000	
支払手数料	10,000	
旅費交通費	150,000	
地代家賃	300,000	
租税公課	70,000	
その他	10,000	
事業費及び管理費合計	1,600,000	
当期経常損益金額	0	
当期一般正味財産増減額	0	
一般正味財産期首残高	3,879,087	
一般正味財産期末残高	3,879,087	

第3号議案 定時社員総会招集の件

招集時期は会長に一任し、下記議案を提出するものです。

定款第23条の規定により、理事の全員が定時社員総会の終結の時に任期が満了することから、理事の選任（現理事全員の再任）議案

第4号議案 臨時社員総会招集の件

招集時期は会長に一任し、下記議案を提出するものです。

ユネスコ世界文化遺産認定を目指すため、伝統木造技術文化遺産準備会（任意団体）との統合に関する議案と、会長が選んだ新たな理事・監事の選任議案

（社員総会后）

議案 役職理事選定の件

定款第20条の規定により、会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定について付議するものです。